



## 一、最新中国法令

### ● 环境保护税法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第六十一号

【发布日期】2016-12-25

【实施日期】2018-01-01

【内容提要】根据该法律：

- 在中国领域和中国管辖的其他海域，直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者为环境保护税的纳税人，应当依照该法规定缴纳环境保护税。
- 有下列情形之一的，不属于直接向环境排放污染物，不缴纳相应污染物的环境保护税：
  - （一）企业事业单位和其他生产经营者向依法设立的污水集中处理、生活垃圾集中处理场所排放应税污染物的；
  - （二）企业事业单位和其他生产经营者在符合国家和地方环境保护标准的设施、场所贮存或者处置固体废物的。
- 应税污染物，是指该法所附《环境保护税目税额表》、《应税污染物和当量值表》规定的大气污染物、水污染物、固体废物和噪声。
- 机动车、铁路机车、非道路移动机械、船舶和航空器等流动污染源排放应税污染物的等五项情形暂予免征环境保护税。
- 纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准30%的，减按75%征收环境保护税。纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准50%的，减按50%征收环境保护税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content\\_2004993.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm)

## 一、最新中国法令

### ● 環境保護税法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第六十一号

【発布日】2016-12-25

【実施日】2018-01-01

【概要】本法律によると、以下の通りである。

- 中国の領域及び中国管轄のその他の海域において、直接環境へ課税汚染物を排出する企業事業組織及びその他の生産事業者は環境保護税の納税対象者であり、本法の規定により環境保護税を納付しなければならない。
- 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、直接環境へ汚染物を排出することに該当しないため、係る汚染物の環境保護税は納付しなくてよい。
  - （一）企業事業組織及びその他の生産事業者が法により設立された下水集中処理場、生活ごみ集中処理場へ課税汚染物を排出する場合。
  - （二）企業事業組織及びその他の生産事業者が国及び地方の環境保護基準に合致する施設、場所において固体廃棄物を貯蔵、又は処理する場合。
- 課税汚染物とは、本法に添付している「環境保護税目税额表」、「課税汚染物及び当量値表」に定められる大気汚染物、水質汚染物、固体廃棄物及び騒音をいう。
- 原動機付き車両、機関車、ノンロード移動機器、船舶及び航空機などの流動污染源から課税汚染物が排出される場合などの5つの状況は、環境保護税が一時的に免除される。
- 納税者の排出する課税大気汚染物又は水質汚染物の濃度値は国及び地方規定の汚染物排出基準を30%下回った場合、環境保護税を75%に減じて徴収する。納税者の排出する課税大気汚染物又は水質汚染物の濃度値が国及び地方規定の汚染物排出基準を50%下回った場合、環境保護税を50%に減じて徴収する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content\\_2004993.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm)

● 政府核准的投资项目目录（2016 年本）

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2016〕72 号  
 【发布日期】2016-12-20  
 【内容提要】此次修订共取消、下放 17 项核准权限（取消核准改为备案 2 项、下放地方政府核准 15 项）；并强调，严格控制钢铁、电解铝、水泥、平板玻璃、船舶、煤矿、传统燃油汽车等项目。

关于外商投资项目的核准权限，修订前后对比如下：

2014 年本（被废止）	2016 年本
《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）10 亿美元及以上鼓励类项目，总投资（含增资）1 亿美元及以上限制类（不含房地产）项目，由国务院投资主管部门核准，其中总投资（含增资）20 亿美元及以上项目报国务院备案。	《外商投资产业指导目录》中总投资（含增资）3 亿美元及以上限制类项目，由国务院投资主管部门核准，其中总投资（含增资）20 亿美元及以上项目报国务院备案。
《外商投资产业指导目录》限制类中的房地产项目和总投资（含增资）小于 1 亿美元的其他限制类项目，由省级政府核准。	《外商投资产业指导目录》中总投资（含增资）3 亿美元以下限制类项目，由省级政府核准。
《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）小于 10 亿美元的鼓励类项目，由地方政府核准。	——

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/20/content\\_5150587.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/20/content_5150587.htm)

● 关于做好外商投资企业设立及变更备案监督检查有关工作的通知

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商资函〔2016〕第 954 号  
 【发布日期】2016-12-19  
 【内容提要】根据该通知：

- 重点对外商投资企业及其投资者是否履行备案手续，备案信息是否真实、准确、完整，以及是否履行备案机构作出的行政处罚决定等方面进行监督检查。

● 政府認可の投資プロジェクト目録(2016 年版)

【発布機関】国务院  
 【発布番号】国発〔2016〕72 号  
 【発布日】2016-12-20  
 【概要】今回の改正では 17 項目の認可権限が廃止または下部委譲された（認可制から届出制に変更された項目は 2 つであり、地方政府に認可権限が委譲された項目は 15 つである）。また、鋼鉄、電解アルミ、セメント、板ガラス、船舶、炭鉱、伝統的なガソリン車などの事業を厳格に制御する旨を強調している。  
 外商投資プロジェクトの認可権限の改正前後について以下の通り、比較している。

2014 年版（廃止）	2016 年版
「外商投資産業指導目録」において中国側持分支配（相対的持分支配を含む）要求のある総投資（増資を含む）が 10 億米ドル以上の奨励類項目、総投資（増資を含む）が 1 億米ドル以上の制限類（不動産を除く）項目は国务院主管部門が認可し、そのうちの総投資額（増資を含む）が 20 億米ドル以上の項目は国务院に届出をする。	「外商投資産業指導目録」において総投資（増資を含む）が 3 億米ドル以上の制限類項目は国务院投資主管部門が認可し、そのうちの総投資額（増資を含む）が 20 億米ドル以上の項目は国务院に届出をする。
「外商投資産業指導目録」制限類における不動産プロジェクトと総投資額（増資を含む）が 1 億米ドルを下回るその他制限類項目は省級政府が認可する。	「外商投資産業指導目録」において総投資額（増資を含む）が 3 億米ドル以下の制限類項目は省級政府が認可する。
「外商投資産業指導目録」において中国側持分支配（相対的持分支配を含む）要求のある総投資額（増資を含む）が 10 億米ドルを下回る奨励類項目は地方政府が認可する。	——

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/20/content\\_5150587.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/20/content_5150587.htm)

● 外商投資企業の設立・変更の届出に対する監督検査関係作業を貫徹することに関する通知

【発布機関】商務部  
 【発布番号】商資函〔2016〕第 954 号  
 【発布日】2016-12-19  
 【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 外商投資企業及び同企業の投資者が届出手続きを実施済みであるかどうか、届出情報の真正性、正確性、完全性及び届出先機関がなした行政処罰決定内容を履行済みであるかどうかなどを重点的に監督検査を行う。

- 监督检查以随机抽查为主，原则上抽查频率应不少于每年度两次。
- 备案机构应认真甄别备案事项是否存在可能触发国家安全审查的情形。
- 同时发布《外商投资企业设立及变更备案监督检查指引》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201612/20161202273940.shtml>

## ● 移动智能终端应用软件预置和分发管理暂行规定

【发布单位】工业和信息化部

【发布文号】工信部信管〔2016〕407号

【发布日期】2016-12-23

【实施日期】2017-07-01

【内容提要】该规定要求：

- 生产企业和互联网信息服务提供者所提供移动智能终端应用软件不得调用与所提供服务无关的终端功能、违法发送商业性电子信息；未经明示且经用户同意，不得实施收集使用用户个人信息、开启应用软件、捆绑推广其他应用软件等侵害用户合法权益或危害网络安全的行为。
- 生产企业和互联网信息服务提供者应确保除基本功能软件外的移动智能终端应用软件可卸载。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/newweb/n1146295/n1652858/n1652930/n3757020/c5436955/content.html>

### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

- 监督检查は無作為抽出検査を中心とし、原則的には抽出検査の頻度は毎年度最低でも2回行う。
- 国の安全審査に適用する状況が届出事項にないかどうかについて、届出先機関は真剣に判別する。
- 「外商投資企業の設立・変更届出監督検査手引き」を同時に公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201612/20161202273940.shtml>

## ● モバイル・インテリジェント端末アプリのプリセットと配信の管理暫定規定

【発布機関】工業情報化部

【発布番号】工信部信管〔2016〕407号

【発布日】2016-12-23

【実施日】2017-07-01

【概要】本規定の要求によると、以下の通りである。

- 生産企業及びインターネット情報サービス提供者が提供したモバイル・インテリジェント端末アプリは、提供される対象サービスと無関係の端末機能の操作、および法に違反してビジネス電子情報の送信を禁止する。明示しておらず、またユーザーから同意を得ずに、ユーザーの個人情報を収集・使用したり、アプリを起動したり、その他のアプリとバンドル販売することで販売促進するなどユーザーの適法な権益を侵害し、又はインターネットセキュリティに危害をもたらす行為を実施してはならない。
- 生産企業及びインターネット情報サービス提供者は、基本的機能を有するソフトウェアを除くモバイル・インテリジェント端末アプリがアンインストールできるように確保しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/newweb/n1146295/n1652858/n1652930/n3757020/c5436955/content.html>

### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● 某汽车销售公司因与经销商达成并实施“限定向第三人转售商品最低价格”垄断协议被罚款

某汽车销售公司在分销汽车过程中，与上海地区经销商达成并实施“限定向第三人转售商品最低价格”垄断协议，被上海市物价局予以罚款。

经查明：

- 2014 年起相关车系上市后，当事人通过发布区域价格通知、市场竞争动态和价格指导公告等，与经销商达成限定向第三人转售商品最低价格的垄断协议，涉及多个车系。
- 实施“限定向第三人转售商品最低价格”垄断协议。
  - 聘请第三方公司进行神秘顾客调研并形成分析报告；
  - 向区域经理及经销商转发第三方神秘客调研结果，提出控价要求；
  - 通过上网了解限价执行情况，制作价格信息监控日报；
  - 对违规经销商发布《违规处罚通告》，扣除销售返利、口头要求调价。

上海市物价认定，当事人的行为违反了《反垄断法》第十四条第（二）项和《反价格垄断规定》第八条第（二）项的规定，属于达成并实施“限定向第三人转售商品最低价格”垄断协议的违法行为，剥夺了经销商根据市场竞争状况作出相应价格调整的权利，造成最终消费者要支付比在有效市场竞争条件下更高的价格，排除、限制了市场竞争，损害了消费者利益和社会公共利益。责令当事人立即停止违法行为，并处以当事人上一年度（2015 年）相关销售额 4% 的罚款，计人民币 2 亿多元。

（里兆律师事务所 2016 年 12 月 26 日编写）

### 三、里兆解读

● 失信被执行人制度简析

在社会信用体系建设的大背景下，失信被执行人制度自 2013 年建立以来，逐步实现了工商、金融、公安等部门的信息共享，并通过一系列配套制度，在对失信被执行人的联合惩戒、督促失信被执行人履行义务等方面发挥越来越重要的作用。

● 某自動車ディーラーが取次販売者と「第三者に対する商品の再販最低価格を限定する」旨の独占協定を結んで実施したことで、過料を科された

某自動車ディーラーは自動車の販売過程において、上海地区の取次販売者と「第三者に対する商品の再販最低価格を限定する」旨の独占協定を締結したとして、上海市物価局から過料を科された。

調査の結果、以下の通り判明した。

- 2014 年から、該当系列の自動車の発売後、当事者はエリア価格に関する通知、市場競争動向・価格指導に関する公告を出すなどして、「第三者に対する商品の再販最低価格を限定する」旨の独占協定を取次販売者と締結し、当該協定は複数系列の車両にも及んだ。
- 「第三者に対する商品の再販最低価格を限定する」旨の独占協定を実施した。
  - 第三者会社を起用して、秘密顧客の調査を行い、分析報告書を作成した。
  - エリアのマネージャー及び取次販売者へ第三者会社による秘密顧客の調査結果を送付し、価格コントロールを実施するよう指示した。
  - オンラインで価格限定実施状況を確認し、価格情報の監視日報を作成した。
  - 違反した取次販売者に対して「違反処罰通告」を出し、売上レポートを控除し、価格を調整するよう口頭で指示した。

上海市物価局は、当事者の行為は「独占禁止法」第十四条第（二）号と「価格独占禁止規定」第八条第（二）号規定に違反し、「第三者に対する商品の再販最低価格を限定する」旨の独占協定を締結し、且つ実施したという違法行為に該当し、市場競争の状況に基づき価格調整を行う権利を取次販売者から奪った結果、消費者が有効な市場競争条件よりも高い価格で支払うことになり、市場競争を排除、制限し、また消費者の利益と社会の公共利益が妨げられたと認定したうえ、違法行為を直ちに停止するよう当事者に命じ、当事者の前年度（2015 年）の係る売上高の 4% の過料、合計で 2 億元余りを併科した。

（里兆法律事務所が 2016 年 12 月 26 日付で作成）

### 三、里兆解説

● 信用喪失被執行人制度を考察する

社会信用システムが構築されつつある大きな情勢もと、信用喪失被執行人制度は、2013 年に確立して以来、工商、金融、公安など部門間の情報共有を段階的に実現させ、また一連の関連制度を通じて信用喪失被執行人に対する共同制裁や信用喪失被執行人への義務履行の督促などの方面で、より一層重要な役割を果たすことになる。

今年 9 月，国务院办公厅等部门又联合颁布了《关于加快推进失信被执行人信用监督、警示和惩戒机制建设的意见》（以下简称“新法令”）对该制度做了进一步补充和完善（其中部分内容是对以往颁布的相关配套制度的整合和重述）。本文将从补充和完善后的失信被执行人制度、以及对企业的建议两方面做简要介绍。

## 一、补充和完善后的失信被执行人制度

最高人民法院于 2013 年发布了《关于公布失信被执行人名单信息的若干规定》（以下简称“《规定》”），建立了失信被执行人制度，通过对不履行生效法律文书的被执行人（包括自然人、法人）纳入失信被执行人名单（以下简称“失信名单”）的方式，将其信息进行公示。此后，又陆续颁布了《最高人民法院关于限制被执行人高消费的若干规定》、《关于对失信被执行人实施联合惩戒的合作备忘录》、《关于在招标投标活动中对失信被执行人实施联合惩戒的通知》对失信被执行人制度做了进一步的细化规定。借此次新法令的颁布，补充和完善后的失信被执行人制度简要介绍如下。

纳入失信被执行人名单的情形	
补充和完善后的失信被执行人制度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以伪造证据、暴力、威胁等方法妨碍、抗拒执行的；</li> <li>2. 以虚假诉讼、虚假仲裁或者以隐匿、转移财产等方法规避执行的；</li> <li>3. 违反财产报告制度的；</li> <li>4. 违反限制消费令的；</li> <li>5. 被执行人无正当理由拒不履行执行和解协议的；</li> <li>6. 其他有履行能力而拒不履行生效法律文书确定义务的。</li> </ol>
律师评论	<p>新法令未对该部分进行补充。 《规定》确定的纳入失信名单的标准有两个方面： （1）其适用对象需是被执行人； （2）该等被执行人需具备履行能力而拒不履行义务。原则上，只要符合上述两点，即可向法院申请要求将被执行人纳入失信名单中。</p> <p>但为避免实践中对纳入失信名单标准理解的不一致，《规定》按照被执行人失信程度由重到轻，具体列举了 5 种情形。最后第 6 种情形为概括性规定，避免列举不全。</p>

今年 9 月、国务院办公室などの部門が「信用喪失被執行人に対する信用監督、警告及び制裁措置実施体制の構築加速化に関する意見」（以下、「新法令」という）を共同公布し、当該制度をさらに補充し整備した（その中の一部の内容は、これまで公布されてきた係る関連措置を統合し、復唱するものである）。本文では、補充整備後の信用喪失被執行人制度及び企業への助言という 2 つの方面から簡潔に紹介する。

## 一、補充し整備された後の信用喪失被執行人制度

最高人民法院は 2013 年に「信用喪失被執行人名簿情報の公布に関する若干規定」を公布し、信用喪失被執行人制度を確立し、発効済みの法律文書を履行しない被執行人（自然人、法人を含む）を信用喪失被執行人名簿（以下、「信用喪失名簿」という）に登載する方式により、その情報を公示することになった。その後、「被執行人の高額消費の制限に関する最高人民法院による若干の規定」、「信用喪失被執行人に対する共同制裁措置の実施に関する合作覚書」、「入札募集・入札活動で信用喪失被執行人に対する共同制裁措置の実施に関する通知」を相次いで公布し、信用喪失被執行人制度につき、さらに詳細化した規定を行った。この度、新法令が公布されたことを受け、補充・整備後の信用喪失被執行人制度について、以下の通り簡潔に紹介する。

信用喪失被執行人名簿に登載する状況	
補充・整備後の信用喪失被執行人制度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虚偽の証拠、暴力、脅迫などの方法で、執行を妨害し、拒んだ場合。</li> <li>2. 虚偽の訴訟、虚偽の仲裁又は財産の隠匿、移転などの方法で執行を逃れた場合。</li> <li>3. 財産報告制度に違反した場合。</li> <li>4. 高額消費制限令に違反した場合。</li> <li>5. 被執行人が正当な理由なく執行和解協議の履行を拒んだ場合。</li> <li>6. その他の履行能力があるにもかかわらず、発効済みの法律文書に定められた義務の履行を拒んだ場合。</li> </ol>
筆者コメント	<p>新法令で当該部分についての追加内容はない。「規定」によると、信用喪失名簿に登載する要件は 2 つある。 （1）適用対象は被執行人である。 （2）当該被執行人は履行能力があるにもかかわらず、義務の履行を拒んだ。原則上、上記 2 項目を満たしていれば、被執行人の信用喪失名簿への登載を裁判所に申し立てることができる。</p> <p>なお、実践において、信用喪失名簿に加える要件に異なった解釈が生じないように、「規定」は被執行人の信用喪失の重い情状から軽い情状まで、5 通りの状況を列挙している。末尾の第 6 番目の状況はすべての状況を網羅するための雑則である。</p>

決定程序和救济方式	
补充和完善后的失信被执行人制度	<p>将被执行人纳入失信名单，既可以由申请执行人提出，又可以由法院依职权决定。</p> <p>若法院决定将被执行人纳入失信名单的，将出具决定书，并将其送达给被执行人，<b>但在把被执行人列入失信名单之前需对其进行风险提示（新增）。</b></p> <p><b>被执行人需在收到决定之日起 10 日内提出异议，法院在收到异议申请之日起 3 日内进行审查（新增）。</b>若被执行人无异议或异议不成立的，则其会被纳入失信名单中，若其提出异议且成立的，由人民法院作出纠正的决定。</p>
律师评论	<p>新法令在此部分新增了对被执行人的风险提示，并明确了被执行人提出异议的时间。</p> <p>这既是对被执行人权利的保护，保障其充分知悉被纳入失信名单的后果，又是对被执行人及时履行义务的督促。</p>

決定手順及び救济方式	
補充・整備後の信用喪失被执行人制度	<p>被执行人的信用喪失名簿への登載は、執行申立人による申し立てによって決定することも、また裁判所が職権により決定することもできる。裁判所は、被執行人を信用喪失名簿に登載する決定をなした場合、決定書を発行し、これを被執行人に送達するが、<b>被執行人を信用喪失名簿に登載する前に、その者に対してリスク提示を行う必要がある（新たに追加された内容である）。</b></p> <p><b>被執行人は決定を受けた日から 10 日以内に異議を申し立てる必要がある、裁判所は異議申立を受けた日から 3 日以内に審査する（新たに追加された内容である）。</b>被執行人が異議なく又は異議があってもその異議が成立しない場合、信用喪失名簿に登載されることになるが、被執行人が異議を申し立て、それが認められた場合、人民法院はこれを是正する決定をなす。</p>
筆者コメント	<p>新法令では、この部分で被執行人に対するリスク提示を追加し、被執行人の異議申立期限を明確にした。</p> <p>これは、信用喪失名簿に登載されることでの影響を被執行人に十分に把握させ、被執行人権利を守るものであり、また、被執行人に義務を速やかに履行するよう督促するものでもある。</p>

納入失信名单的后果	
补充和完善后的失信被执行人制度	<p>从政府采购、招标投标、行政审批、政府扶持、融资信贷、市场准入、资质认定等方面，对失信被执行人予以信用惩戒。具体而言包括：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政府采购方面：参与政府投资项目或主要使用财政性资金项目限制。</li> <li>2. 招标投标方面：纳入失信名单的企业的投标、招标代理、评标活动均会受到限制。</li> <li>3. 行政审批方面：在银行间市场发行债券从审审核，从事药品、食品安全行业从审审核。</li> <li>4. 政府扶持方面：在申请政府补贴或政策支持时也会受到限制。</li> <li>5. 融资信贷方面：若企业及其法定代表人、主要负责人、实际控制人、董事、监事、高级管理人员为失信被执行人的，银行业金融机构在融资授信时要从审审核。</li> <li>6. 市场准入方面：将会在药食品、房地产、金融等行业的准入、债券和股票的发行、合格投资者额度、股权激励。</li> <li>7. 特殊市场交易限制方面：将会在不动产、国有资产交易、国有林地及草原的使用上受到限制。</li> <li>8. 资质认定方面：将被限制成为海关认证企业。</li> <li>9. 荣誉方面：企业或其法定代表人、董事、</li> </ol>

信用喪失名簿に登載されることでの影響	
補充・整備後の信用喪失被执行人制度	<p>政府調達、入札募集・入札、行政審査許可、政府の支援、融資・与信、市場参入、資格認定などの方面から、信用喪失被執行人に対し制裁を行う。具体的には、以下の内容が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政府調達において、政府投資事業又は主に財政資金を使用する事業への参与を制限する。</li> <li>2. 入札募集・入札において、信用喪失名簿に登載された企業の入札、入札募集代理、入札者評価活動を制限する。</li> <li>3. 行政審査許可において、銀行間市場における債券発行をより厳格に審査し、薬品・食品安全業種に従事することをより厳格に審査する。</li> <li>4. 政府の支援において、政府の補助金又は政策支援を申請する際に制限がかかる。</li> <li>5. 融資・与信において、企業及びその法定代表人、主要責任者、実際の支配者、董事、監事、高級管理職が信用喪失被執行人である場合、銀行業務を取り扱う金融機関はより厳格な与信審査を行う必要がある。</li> <li>6. 市場参入において、薬・食品、不動産、金融などの業種への参入、債券と株券の発行、適格投資者の投資枠、持分奨励を制限する。</li> <li>7. 特定市場での取引の制限に関して、不動産、国有資産取引、国有林地・草原の使用において制限する。</li> <li>8. 資格認定において、税関認証企業になることを制限する。</li> <li>9. 荣誉において、企業又はその法定代表人、</li> </ol>

	<p>監事及高管为失信被执行人的, 则企业将不得参加文明单位、慈善类奖项的评选。</p> <p>10. 限制高消费方面: 被纳入失信名单的企业及其法定代表人、主要负责人、实际控制人的高消费及非生活和工作必需的消费行为均会受到限制。</p> <p>11. 限制出境方面: 失信被执行人将会被限制出入境。关于限制被执行人的法定代表人、实际控制人出境方面, 虽然相关法律没有明确规定, 但实践中, 法院也会对被执行人的法定代表人、实际控制人采取限制出境的措施。</p> <p>12. 加强日常监督检查方面: 若企业或者企业的法定代表人、实际控制人、董事、监事及高管为失信被执行人的, 有关部门会加大日常监管力度, 提高随机抽查的比例和频次。</p> <p>13. 在实施惩戒过程中, 法院可以要求相关部门协助查询失信被执行人身份、护照、安全生产许可审批等相关信息。</p>
<p>律师 评论</p>	<p>新法令对以往的相关规定进行归纳总结, 更加强调建设失信被执行人跨部门协同监管和联合惩戒机制, 使得失信被执行人制度更具有系统性、可操作性, 对于被执行人的威慑力也更强。</p> <p>有鉴于此, 企业不仅应当加强对交易对手的信用审核, 防止因对方被列入失信名单而给企业带来不必要的损失, 此外, 还需要加强对其内部高级管理人员的信用审核, 防止因其被列为失信被执行人时, 而致使企业受到牵连。</p>

	<p>董事、監事及び高級管理職が信用喪失被執行人である場合、当該企業は「文明单位（品位のある組織）」、慈善活動表彰の被表彰候補者になってはならない。</p> <p>10. 高額消費の制限において、信用喪失名簿に登載された企業及びその法定代表人、主要責任者、実際の支配者による高額消費行為及び生活上・勤務上必須でない消費行為を制限する。</p> <p>11. 出国の制限において、信用喪失被執行人の出国を制限する。被執行人の法定代表人、実際の支配者に対する出国制限については、係る法令上、明確な規定はないが、実務では、裁判者が被執行人の法定代表人、実際の支配者に対し出国制限の措置を講じる。</p> <p>12. 日常の監督検査強化において、企業又はその法定代表人、実際の支配者、董事、監事及び高級管理職が信用喪失被執行人である場合、関連部門は日常の監督管理に力を入れ、無作為抽出検査の割合と頻度を引き上げる。</p> <p>13. 制裁を実施する過程において、裁判所は関連部門の協力を求め、信用喪失被執行人の身元情報、パスポート、安全生産許可審査許可などに関する情報を照会することができる。</p>
<p>筆者 コメント</p>	<p>新法令はこれまでの関連規定を取りまとめ、信用喪失被執行人に対する部門を跨いだ共同監督管理及び共同制裁メカニズムをより強調した。これによって、信用喪失被執行人制度の系統性を高め、運用面でも改善され、被執行人に対する圧力も一層高まった。</p> <p>このため、企業は取引相手に対する信用力審査を強化するほかに、相手方が信用喪失名簿に登載されることによって企業に余計な損失がもたらされることのないようにしなければならない。また、相手方の内部高級管理職が信用喪失被執行人になった場合、その影響を受けないよう、それらに対する信用力審査も強化しなければならない。</p>

失信名单的退出	
<p>补充 和完善 后的失 信被 执行 人制 度</p>	<p>失信被执行人符合下列情形之一的, 法院应当在 <b>3 日内屏蔽或撤销其失信名单信息 (新增)</b>:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全部履行了生效法律文书确定义务的;</li> <li>2. 与申请执行人达成执行和解协议并经申请执行人确认履行完毕的;</li> <li>3. 人民法院依法裁定终结执行的。</li> </ol>
<p>律师 评论</p>	<p>在失信被执行人满足该等三类情形时, 新法令明确了法院将其从失信名单中删除的时间限制。</p>

信用喪失名簿からの削除	
<p>補充・ 整備 後の 信用 喪失 被執 行人 制度</p>	<p>信用喪失被執行人が以下のいずれかの状況に合致する場合、裁判所は <b>3 日以内にその者の信用喪失名簿上の情報を非表示にし、又は撤回しなければならない(新たに追加された内容である)</b>。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発効済みの法律文書に定められた義務をすべて履行した場合。</li> <li>2. 執行申立人と執行和解協議を取り交わし、尚且つ執行申立人が履行の完了を確認した場合。</li> <li>3. 人民法院が法に依拠し、執行終了の決定を行った場合。</li> </ol>
<p>筆者 コメント</p>	<p>新法令では、裁判所が左記 3 つのいずれかの状況に合致する信用喪失被執行人を信用喪失名簿から削除する期限を明確にした。</p>

## 二、对企业的建议

在社会信用体系建设的大背景下，新法令的出台不仅提示企业加强内部管理，重视该制度对商业活动所产生的影响，更进一步督促了失信被执行人及时履行义务。结合新法令的内容，律师建议：

1. 加强企业合规管理，及时履行义务。对于企业日常经营过程中，一定要重视对生效法律文书义务的履行，防止被列入失信名单。若被法院决定纳入失信名单时，企业也应当积极应对，及时提出异议；
2. 注意审查和定期关注本企业法定代表人、董事、监事及高管的信用情况。由于新法令中明确了企业法定代表人、董事等被列入失信名单也会导致其所在企业的部分商业活动受到限制，因此，在法定代表人、董事、监事及高管的委派、任命、聘用等环节，建议将相关人员的信用情况作为考察因素，并在必要时，及时更换相关人员，以避免本企业被高管的失信行为所牵连；
3. 加强对交易对手（包括其高管人员）的信用审核，并定期关注。若对方被列入失信被执行人名单的，则建议更加审慎地进行合作。

（里兆律师事务所 2016 年 12 月 23 日编写）

## 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 反垄断案件、商业贿赂案件、职务侵占案件
- 高尔夫球场会员权案件
- 债权回收案件

## 二、企業への助言として

社会信用システムが構築されつつある大きな情勢のもとで行われた新法令の公布は、企業の内部管理体制の強化、当該制度の日常の商業活動にもたらす影響をより重視するように企業に示唆しているだけでなく、信用喪失被執行人に対し速やかに義務を履行するよう督促するものでもある。新法令の内容を踏まえると、企業に対しては、以下の通り助言しておきたい。

1. 企業コンプライアンス管理を強化し、速やかに義務を履行すること。企業の日常の経営過程において、発効済みの法律文書に基づく義務の履行を重視し、信用喪失名簿に登載されてしまわぬよう注意しなければならない。万一、裁判所から信用喪失名簿に登載される決定がなされてしまった場合でも、やはり積極的に対処し、速やかに異議を申し立てることが望ましい。
2. その企業の法定代表人者、董事、監事及び高級管理職の信用状況についての審査、定期的な確認に留意すること。新法令では、企業の法定代表人者、董事などが信用喪失名簿に登載されることにより、その所属企業も一部の商業活動において制限を受けることが明確になっており、法定代表人者、董事、監事及び高級管理職の委任派遣、任命、採用などにおいて、関係者の信用状況を評価項目に入れることが望ましい。また、必要に応じて、速やかに人員を交代させ、企業が高級管理職の信用喪失行為から影響を受けないようにするとよい。
3. 取引相手（その高級管理職を含む）に対する信用力審査を強化し、定期的な確認すること。相手方が信用喪失被執行人名簿に登載されている場合、当該相手方との業務提携についてはさらなる慎重な検討が必要であろう。

（里兆法律事務所が 2016 年 12 月 23 日付で作成）

## 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 独占禁止法案件、商業贿赂案件、業務上横領案件
- ゴルフ場会員権案件
- 債権回収案件